

別表3 長期使用構造等確認料金

(1) 【新築】

区分	税込金額 (税抜金額) 単位: 円	
	一戸建ての住宅	共同住宅等 (m: 戸数)
型式認定又は製造者認証に適合する住宅	38,500 (35,000)	57,200+ m×5,500 (52,000+ m×5,000)
上記以外の住宅	49,500 (45,000)	77,000+ m×13,200 (70,000+ m×12,000)

- ※ 併用住宅は、共同住宅等の料金とする。
- ※ 計画の変更確認を申請する場合には、上表から算定した金額の2分の1とする。(100円未満切捨て)
- ※ 構造計算書(建築基準法第82条に定める許容応力度計算による)を添付した場合は、1申請につき11,000円(税抜10,000円)を加算する。ただし長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合で構造計算書の添付を必要とする場合を除く。
- ※ 工法・仕様が同等と判断できる申請が、年間20件程度過去の実績で見込める場合には、2,200円(税抜2,000円)を減額することができる。

(2) 【増改築・既存】

区分	税込金額 (税抜金額) 単位: 円	
	一戸建ての住宅	共同住宅等 (m: 戸数)
型式認定又は製造者認証に適合する住宅	60,500 (55,000)	別途見積り
上記以外の住宅	82,500 (75,000)	別途見積り

- ※ 併用住宅は、共同住宅等の料金とする。
- ※ 計画の変更確認を申請する場合には、上表から算定した金額の2分の1とする。(100円未満切捨て)
- ※ 既存で、建設住宅性能評価(既存住宅)と併せて申請する場合の一戸建ての住宅は、5,500円(税抜5,000円)とし、共同住宅等は、別途見積りとする。

(3) 【確認書の再交付料金】

申請者が確認書を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、1件当たり4,400円(税抜4,000円)を徴収する。

(4) 【軽微変更該当証明書等料金】

申請者が軽微な変更該当することの証明を求める場合には、1件当たり4,400円(税抜4,000円)を徴収する。